

コロナウイルス感染症予防対策設備整備費補助金のお知らせ

三沢市では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、新しい生活様式「飛沫感染や接触感染、近距離会話対策等」への対応に必要な衛生設備「内装・設備工事や備品の購入」の整備に取り組む、三沢市内の事業者に補助金を支給します。

令和2年4月1日以降に内装・設備工事や備品を
購入済みの方も申請できます！ お忘れなく！



1 補助対象者

申請に当たっては、以下の①～④の全ての要件を満たす必要があります。

①次のア～ウのいずれかに該当する者

- ア. 会社(株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社)及び個人事業者
- イ. 一般財団法人、一般社団法人、NPO法人
- ウ. 中小企業団体等

②次のア・イの全てに該当する者

- ア. 令和2年10月19日現在で、三沢市内で実質的に事業を行っており、補助事業完了後も引き続き三沢市内で事業を行うもの。
- イ. 申請に必要な書類を申請時に全て提出できること。

「実質的に事業を行っており」とは？

三沢市に法人登記がされていることや、単に建物があることだけでなく、客観的に見て市内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。

③補助事業の実施場所が、次のア～ウの全てに該当すること

- ア. 申請者の本社・営業所・事務所・店舗・工場等であること(賃借の場合を含む)。
- イ. 三沢市内であること。
- ウ. 完了検査時に実施場所で内装・設備工事や備品の現物、支払い経理関係書類が確認できること。

④次のア～キの全てに該当すること

- ア. 補助対象として申請した同一の内容(経費)で、国・県・市町村等から重複して補助又は助成を受けていないこと(過去に受けたことがある場合も含む)。また、交付決定後においても受けないこと。
- イ. 補助事業の申請は、一事業者につき一申請に限ること。
- ウ. 補助事業の申請は、同一の実施場所につき同一の内容(経費)は一申請に限ること。実施場所が同じ所在地の場合、事業者が異なっても、同一の内容(経費)の申請は一回に限る。
- エ. 過去に国・県・市町村等から補助又は助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- オ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、商工会が公的資金の補助先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。

カ. 「反社会的勢力排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、補助事業完了後も、該当しないことを誓約すること。

キ. その他、商工会が公的資金の補助先として適切でないと判断するものではないこと。

2 申請書類の受付期間

令和2年10月19日から12月21日までに申請書類一式を、商工会まで持参してください。

申請書類は、商工会で受付した順に内容を確認し、不備・不足が無いことを確認できたものから受理し審査します。(申請書類を持参した順ではありません。)

上記の受付期間中でも、予算額に達した時点で締め切りますので、ご提出いただいても受付できないことがあります。ご提出の際には、不備・不足が無いよう十分お気を付けください。なお、受付期間終了後も予算残がある場合は、随時受付しますのでお問合せください。

3 補助率

補助対象と認められる経費(税抜)の3分の2以内

4 補助限度額

100万円

5 補助金の交付

補助金の交付決定後、決定額の80%を、予め登録いただいた補助事業者名義のご指定の金融機関口座に振り込みます。

令和2年4月1日以降に既に事業を開始しており、10月18日までに事業を完了しているもので、見積書や領収書等の証拠書類を確認できるものは、補助金交付決定後、決定額の全額を補助事業者名義のご指定の金融機関口座に振り込みます。

6 事業実施期間

補助事業の実施(内装・設備工事や備品の購入)は、申請内容及び交付決定通知書の内容に沿って、補助金の交付決定日から令和3年1月29日までの期間に必ず完了させてください。

7 補助対象経費

〔募集要項5ページ〕に記載の経費が主な対象経費となります。

8 申請

申請に必要な書類は「法人」「個人」で異なります。

〔募集要項8ページ〕を参考にして準備してください。

以下のHPからも申請書をダウンロードできます。

URL : <http://www.misawa.or.jp/>

SOCIAL
DISTANCE



人との距離をあけて新型コロナウイルス
感染症の拡大防止にご協力ください

申請先〔お問合せ先〕
三沢市商工会 三沢市幸町二丁目1-1
☎0176-53-2175